

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年9月14日

【四半期会計期間】 第46期第1四半期(自 平成22年5月1日 至 平成22年7月31日)

【会社名】 株式会社伊藤園

【英訳名】 ITO EN,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 本庄 大介

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区本町3丁目47番10号

【電話番号】 03(5371)7111(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部副本部長 平田 篤

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区本町3丁目47番10号

【電話番号】 03(5371)7203

【事務連絡者氏名】 管理本部副本部長 平田 篤

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社伊藤園横浜緑支店
(神奈川県横浜市緑区霧ヶ丘2丁目7番11号)
株式会社伊藤園八千代支店
(千葉県八千代市勝田台南3丁目11番23号)
株式会社伊藤園大宮支店
(埼玉県さいたま市見沼区春岡3丁目20番地4号)
株式会社伊藤園尼崎支店
(兵庫県尼崎市金楽寺町1丁目5番33号)
株式会社伊藤園静岡支店
(静岡県静岡市葵区神明町85番地2)
株式会社伊藤園堺支店
(大阪府堺市北区北花田町2丁目202番地)
株式会社伊藤園名古屋東支店
(愛知県名古屋市名東区勢子坊2丁目1406番地)
株式会社伊藤園福岡支店
(福岡県福岡市博多区金の隈1丁目21番19号)
(注) 上記の静岡支店及び福岡支店は法定の縦覧場所ではありません
が、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としてあります。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第45期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第46期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第45期
会計期間		自 平成21年 5月1日 至 平成21年 7月31日	自 平成22年 5月1日 至 平成22年 7月31日	自 平成21年 5月1日 至 平成22年 4月30日
売上高	(百万円)	89,708	97,077	332,984
経常利益	(百万円)	3,886	5,504	11,679
四半期(当期)純利益	(百万円)	1,953	2,648	5,996
純資産額	(百万円)	99,508	99,681	100,455
総資産額	(百万円)	177,431	188,711	179,846
1株当たり純資産額(普通株式)	(円)	798.36	804.97	808.37
1株当たり純資産額(第1種優先株式)	(円)	798.36	804.97	813.37
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (普通株式)	(円)	15.70	21.41	45.44
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (第1種優先株式)	(円)	15.70	21.41	55.41
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益金額 (普通株式)	(円)	15.66	21.34	45.30
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益金額 (第1種優先株式)	(円)	15.66	21.34	55.27
自己資本比率	(%)	56.0	52.8	55.8
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,798	2,564	17,191
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,411	430	6,569
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,355	3,224	5,830
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	10,121	12,414	18,795
従業員数	(名)	6,123	6,111	6,164

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 売上高には消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれていません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年7月31日現在

従業員数(名)	6,111 (4,991)
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は、就業人員であり、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。
2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員（契約社員、嘱託及びパートタイマー）の当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年7月31日現在

従業員数(名)	5,197 (2,386)
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は、就業人員であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。
2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員（契約社員、嘱託及びパートタイマー）の当第1四半期会計期間の平均雇用人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
リーフ・ドリンク関連事業		
(販売用製品)	6,725	
(自社製品用原料)	2,977	
リーフ・ドリンク関連事業計	9,702	
その他		
(販売用製品)	164	
合計	9,867	

- (注) 1 販売用製品の金額は販売価格、自社製品用原料の金額は原価によっております。
2 セグメント間取引については、相殺消去しております。
3 上記生産実績には外部へ製造委託している仕入製品は含まれておりません。
4 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 仕入実績

当第1四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
リーフ・ドリンク関連事業	48,545	
その他	1,563	
合計	50,108	

- (注) 1 金額は仕入原価によっております。
2 セグメント間取引については、相殺消去しております。
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当グループは受注生産を行っておりません。

(4) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
リーフ・ドリンク関連事業	92,673	
その他	4,404	
合計	97,077	

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行なわれていません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、企業収益において改善が見られるものの、雇用情勢は厳しく、中小企業を中心に引き続き厳しい状況で推移いたしました。

清涼飲料業界におきましては、依然として物価下落が続いており、地域によっては記録的な大雨となったところもありましたが、全国的に気温が高く、販売数量は好調に推移しております。

このような状況のなか、当社は経営理念であります「お客様第一主義」のもと、当社を取り巻く全てのお客様に対し「お客様が今でも何を不満に思っているか」を常に考え、全社一丸となって積極的な事業活動を行ってまいりました。

売上に関しましては、日本茶飲料において「お～いお茶 緑茶」、紅茶飲料において「TEAS' TEA (ティーズティー) NEW YORK」が好調に推移したほか、野菜飲料及びコーヒー飲料が販売を伸ばしました。

その結果、売上高の総額は970億77百万円（前年同四半期比8.2%増）増加し、利益面におきましては、各種経費の見直しを行うとともに効率的な経営を行い、営業利益59億50百万円（前年同四半期比46.4%増）、経常利益55億4百万円（前年同四半期比41.6%増）、四半期純利益26億48百万円（前年同四半期比35.6%増）となりました。

セグメントの業績を示すと次の通りであります。

<リーフ・ドリンク関連事業>

当第1四半期連結会計期間の売上高は926億73百万円となり、営業利益は58億32百万円となりました。

<その他>

当第1四半期連結会計期間の売上高は44億4百万円となり、営業利益は3億34百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は1,887億11百万円となり、前連結会計年度末と比較して88億64百万円増加いたしました。総資産の主な変動要因は、「受取手形及び売掛金」が93億37百万円、棚卸資産が39億59百万円、それぞれ増加し、「現金及び預金」が63億81百万円減少したことによるものです。

当第1四半期連結会計期間末の負債は890億29百万円となり、前連結会計年度末と比較して96億38百万円増加いたしました。負債の主な変動要因は、「買掛金」が66億23百万円、「未払費用」が14億98百万円、「リース債務」が10億20百万円、それぞれ増加したことによるものです。

当第1四半期連結会計期間末の純資産は996億81百万円となり、前連結会計年度末と比較して7億74百万円減少いたしました。純資産の主な変動要因は、四半期純利益により26億48百万円増加し、剰余金の配当により25億27百万円、為替換算調整勘定が4億16百万円それぞれ減少したことによるものです。

以上の結果、自己資本比率は前連結会計年度末の55.8%から52.8%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は124億14百万円となり、前連結会計期間末より63億81百万円減少いたしました。当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は、次の通りとなります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、25億64百万円の支出（前年同四半期は27億98百万円の支出）となりました。主な要因といたしましては、増加要因として税金等調整前四半期純利益51億70百万円、減価償却費20億39百万円、仕入債務の増加66億87百万円であるのに対し、減少要因として売上債権の増加94億18百万円、棚卸資産の増加40億46百万円、法人税等の支払額33億18百万円であったことによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、4億30百万円の支出（前年同四半期は24億11百万円の支出）となりました。これは主に設備投資による支出3億80百万円があったことによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、32億24百万円の支出（前年同四半期は13億55百万円の収入）となりました。これは主にファイナンス・リース債務の返済13億30百万円、配当金の支払18億90百万円それぞれ支出があったことによるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当グループが対処すべき課題についての重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における当グループの研究開発費の総額は3億22百万円であります。なお、当第1四半期連結会計期間において、当グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除去等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
第1種優先株式	200,000,000
計	200,000,000

(注) 当社の定款第5条に定められたところにより、当社の普通株式及び第1種優先株式をあわせて発行可能種類株式総数は、200,000,000株であります。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年7月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年9月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	91,212,380	91,212,380	東京証券取引所 (市場第1部)	権利内容に制限のない 標準となる株式 (注)2
第1種優先株式	35,246,962	35,246,962	東京証券取引所 (市場第1部)	(注)2 (注)3
計	126,459,342	126,459,342		

(注) 1. 「提出日現在発行数」には、平成22年9月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 自己資本の拡充及び財務体質の強化のため、第1種優先株式を発行しております。単元株式数は、普通株式及び第1種優先株式のそれぞれにつき100株であります。

3. 第1種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 第1種優先配当

普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に対して剰余金の配当(配当財産が金銭の場合に限る。)を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載された第1種優先株式の株主(以下「第1種優先株主」という。)又は第1種優先株式の登録株式質権者(以下「第1種優先登録株式質権者」という。)に対し、当該配当に先立ち、第1種優先株式1株につき、当該配当において普通株式1株に対して交付する金銭の額に、125パーセントを乗じた額(小数第一位まで算出し、小数第一位を切り上げる。)の剰余金の配当(以下「第1種優先配当」という。)を行う。第1種優先配当の計算の結果、算出された金額が下記に定める第1種無配時優先配当の金額に満たない場合、第1種優先配当の金額は第1種無配時優先配当の金額と同金額とする。

毎事業年度の末日、毎年10月31日その他の取締役会が定める日の最終の株主名簿に記載された普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当(配当財産が金銭の場合に限る。)を行わないときは、当該株主名簿に記載された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先株式1株につき、15円の剰余金の配当(以下「第1種無配時優先配当」という。)を行う。

第1種優先株式発行後、第1種優先株式の併合又は分割を行うときは、第1種無配時優先配当につき、併合の割合又は分割の割合に応じて必要な調整を行うものとする。なお、調整の結果生じる端数については、小数第一位まで算出し、小数第一位を切り上げる。調整後の第1種無配時優先配当の額は、株式の併合又は株式の分割の効力を生ずる日(以下「併合等効力発生日」という。)から適用する。但し、併合等効力発生日の前日までの日を基準日とする第1種無配時優先配当についてはこの限りではない。

第1種優先配当又は第1種無配時優先配当の全部又は一部が行われなかったときは、その不足額を累積し、上記又はに規定するときにおいて、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当に先立ち、累積した不足額の剰余金の配当（以下「第1種累積未払配当」という。）を行う。
第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当、第1種無配時優先配当及び第1種累積未払配当以外の金銭を配当財産とする剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、上記(1)に規定する不足額を支払う。

上記に規定する場合には、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、上記の規定による支払いのほか、普通株主又は普通登録株式質権者に対して交付する残余財産の価額に相当する金銭を支払う。

(3) 議決権

第1種優先株主は、全部の事項につき株主総会において議決権を行使することができない。但し、過去2年間に於いて、法令及び定款に従って第1種優先配当又は第1種無配時優先配当を行う旨の決議が行われなかったときは、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当の支払いが行われるまでの間は、この限りでない。

(4) 種類株主総会の決議

会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除くほか、第1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨、当社定款に規定している。

(5) 併合又は分割、無償割当て等

株式の併合を行うときは、普通株式及び第1種優先株式の双方を同時に同一の割合で行う。

株式の分割又は株式無償割当てを行うときは、以下のいずれかの方法により行う。

a 普通株式及び第1種優先株式の双方について、株式の分割を、同時に同一の割合で行う。

b 普通株式又は第1種優先株式のいずれかについて株式の分割を行い、当該株式の分割と同時に、株式の分割を行わない種類の株式に対して株式の分割を行う種類の株式を株式無償割当てとする。株式無償割当ては一株につき株式の分割の割合と同一の割合で行う。

(6) 取得条項

次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に定める日（取締役会が、それ以前の日を定めたときは、その日）の到来をもって、その日に残存する第1種優先株式の全部を取得し、これと引換えに、第1種優先株式1株につき当社の普通株式1株を第1種優先株主に交付する。

a 当社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換又は株式移転（当社の単独による株式移転を除く。）に係る議案が全ての当事会社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認された場合 当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日の前日

b 普通株式を対象とする公開買付けが実施された結果、公開買付者の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に規定される意味を有する。以下同じ。）が50パーセント超となった場合当該株券等所有割合が記載された公開買付報告書が提出された日から90日目の日

株式会社東京証券取引所が、当社の第1種優先株式を上場廃止とする旨の発表をした場合には、取締役会が定める日の到来をもって、その日に残存する第1種優先株式の全部を取得し、当社はこれと引換えに、第1種優先株式1株につき当社の普通株式1株を第1種優先株主に交付する。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成14年7月29日定時株主総会決議に基づくもの（株式会社伊藤園第1回新株予約権）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年7月31日)
新株予約権の数(個)	283(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	73,580(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,743(注)3
新株予約権の行使期間	平成16年9月1日～ 平成24年6月30日

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,743 資本組入額 872
新株予約権の行使の条件	(1)対象者は、当社又は当社子会社を退任後も新株予約権を行使できる。 (2)対象者に法令又は当社もしくは当社子会社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合、対象者は新株予約権を行使できない。 (3)対象者は、新株予約権を譲渡、質入れ、その他一切の処分をすることができない。 (4)対象者が死亡した場合、対象者の相続人のうち、対象者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限り、新株予約権を行使することができる。 (5)この他の権利行使の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、260株であります。
2. 当社が株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により調整される。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整計算の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割、併合又は無償割当ての比率
- また、新株予約権発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又はその他組織変更を行う場合等においては、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整される。
3. 新株予約権発行日後に、当社が株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の旧商法第341条ノ2に基づく転換社債の転換、および同法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の行使による場合を除く。）を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切上げる。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいう。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額又は処分価額}}{1 \text{株当たりの株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

さらに、新株予約権発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又はその他組織変更を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲において行使価額を調整する。

4. 平成18年 1 月 5 日開催の取締役会決議により、平成18年 3 月 1 日付で 1 株を 2 株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 平成19年 7 月 26 日開催の取締役会決議により、平成19年 9 月 3 日付で普通株式 1 株につき 0.3 株の割合にて第 1 種優先株式の無償割当てを行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成16年7月28日定時株主総会決議に基づくもの(株式会社伊藤園第2回新株予約権)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年7月31日)
新株予約権の数(個)	1,316(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	342,160(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	平成16年9月1日～ 平成46年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1)対象者は、新株予約権を割当てられた時に就任していた会社の役員(取締役又は監査役)を退任したときに限り、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、対象者は、対象者が上記の役員を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から当該権利行使開始日より10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。 (2)対象者は、新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができない。 (3)対象者が死亡した場合、対象者の相続人のうち、対象者の配偶者、子1親等の直系尊属に限り新株予約権を行使することができる。ただし、相続人は、当該役員が死亡退任した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。 (4)この他の権利行使の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当て契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、260株であります。

2. 当社が株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により調整される。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割、併合又は無償割当ての比率}$$

(調整後生じる1株未満の端株は切り捨てる。)

また、上記のほか、新株予約権発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又はその他組織変更を行う場合等においては、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整される。

3. 新株予約権発行日後に、当社が株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

4. 平成18年1月5日開催の取締役会決議により、平成18年3月1日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 平成19年7月26日開催の取締役会決議により、平成19年9月3日付で普通株式1株につき0.3株の割合にて第1種優先株式の無償割当てを行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成17年7月28日定時株主総会決議に基づくもの（株式会社伊藤園第4回新株予約権）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年7月31日)
新株予約権の数(個)	59(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,340(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	平成18年9月1日～ 平成23年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1)対象者は、当社又は当社子会社の取締役として在任中に限り、新株予約権を行使できる。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了その他正当な理由により退任した場合には、この限りではない。 (2)対象者は、新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができない。 (3)新株予約権の相続は認めない。 (4)この他の権利行使の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個当りの目的となる株式数は、260株であります。

2. 当社が株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により調整される。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割、併合又は無償割当ての比率}$$

(調整後生じる1株未満の端株は切り捨てる。)

また、上記のほか、新株予約権発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又はその他組織変更を行う場合等においては、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整される。

3. 新株予約権発行日後に、当社が株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

4. 平成18年1月5日開催の取締役会決議により、平成18年3月1日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 平成19年7月26日開催の取締役会決議により、平成19年9月3日付で普通株式1株につき0.3株の割合にて第1種優先株式の無償割当てを行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年7月27日定時株主総会決議に基づくもの（株式会社伊藤園第5回新株予約権）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年7月31日)
新株予約権の数(個)	29(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,770(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	平成19年9月1日～ 平成24年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1)対象者は、当社の取締役として在任中に限り、新株予約権を行使できる。ただし、当社の取締役を任期満了その他正当な理由により退任した場合には、この限りではない。 (2)対象者は、新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができない。 (3)新株予約権の相続は認めない。 (4)この他の権利行使の条件は、定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、130株であります。

2. 当社が株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により調整される。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割、併合又は無償割当ての比率}$$

(調整後生じる1株未満の端株は切り捨てる。)

3. 新株予約権発行日後に、当社が株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

また、上記のほか、新株予約権発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又はその他組織変更を行う場合等においては、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整される。

4. 平成19年7月26日開催の取締役会決議により、平成19年9月3日付で普通株式1株につき0.3株の割合にて第1種優先株式の無償割当てを行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年5月1日～ 平成22年7月31日	-	126,459,342	-	19,912	-	20,259

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年4月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 33,610,000	-	「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 2,008,200	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 89,162,400	891,624	-
単元未満株式	普通株式 41,780 第1種優先株式 1,636,962	-	-
発行済株式総数	126,459,342	-	-
総株主の議決権	-	891,624	-

(注)「完全議決権株式（その他）」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が500株（議決権5個）含まれております。

【自己株式等】

平成22年4月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社伊藤園	東京都渋谷区本町 3丁目47番10号	普通株式 2,008,200	-	普通株式 2,008,200	普通株式 2.20
計		2,008,200	-	2,008,200	2.20

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

(1) 普通株式

月別	平成22年5月	6月	7月
最高(円)	1,445	1,408	1,409
最低(円)	1,265	1,267	1,302

(注)最高・最低株価は、東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

(2) 第1種優先株式

月別	平成22年5月	6月	7月
最高(円)	1,004	974	997
最低(円)	945	942	953

(注)最高・最低株価は、東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間(平成21年5月1日から平成21年7月31日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年5月1日から平成21年7月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成22年5月1日から平成22年7月31日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年5月1日から平成22年7月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間(平成21年5月1日から平成21年7月31日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年5月1日から平成21年7月31日まで)に係る四半期連結財務諸表については、あずさ監査法人による四半期レビューを受け、当第1四半期連結会計期間(平成22年5月1日から平成22年7月31日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年5月1日から平成22年7月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任あずさ監査法人となりました。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年7月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,414	18,795
受取手形及び売掛金	4 43,803	34,466
商品及び製品	19,478	16,072
原材料及び貯蔵品	7,681	7,127
その他	4 13,227	12,066
貸倒引当金	104	125
流動資産合計	96,500	88,402
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	15,055	14,720
土地	13,913	13,941
リース資産(純額)	20,677	19,702
その他(純額)	4,685	4,445
有形固定資産合計	1 54,332	1 52,810
無形固定資産		
のれん	13,608	13,944
リース資産	133	144
その他	9,521	9,870
無形固定資産合計	23,263	23,959
投資その他の資産		
投資その他の資産合計	2 14,614	2 14,674
固定資産合計	92,210	91,444
資産合計	188,711	179,846
負債の部		
流動負債		
買掛金	4 31,707	25,083
短期借入金	611	310
リース債務	5,609	5,116
未払費用	4 15,741	14,243
未払法人税等	4 2,554	3,532
賞与引当金	1,891	2,573
その他	4 2,871	1,681
流動負債合計	60,986	52,541
固定負債		
長期借入金	3,380	3,457
リース債務	17,082	16,554
退職給付引当金	4,422	4,268
その他	3,158	2,569
固定負債合計	28,043	26,849
負債合計	89,029	79,390

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年7月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年4月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	19,912	19,912
資本剰余金	20,259	20,259
利益剰余金	73,204	73,095
自己株式	5,528	5,348
株主資本合計	107,847	107,917
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	114	329
繰延ヘッジ損益	4	41
土地再評価差額金	6,260	6,260
為替換算調整勘定	2,128	1,712
評価・換算差額等合計	8,279	7,601
新株予約権	9	11
少数株主持分	103	128
純資産合計	99,681	100,455
負債純資産合計	188,711	179,846

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年5月1日 至平成21年7月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年5月1日 至平成22年7月31日)
売上高	89,708	97,077
売上原価	45,805	50,370
売上総利益	43,903	46,707
販売費及び一般管理費	39,839	40,756
営業利益	4,064	5,950
営業外収益		
受取利息	5	3
受取配当金	26	26
持分法による投資利益	-	26
その他	64	64
営業外収益合計	95	120
営業外費用		
支払利息	160	228
為替差損	66	302
持分法による投資損失	1	-
その他	45	35
営業外費用合計	273	566
経常利益	3,886	5,504
特別利益		
固定資産売却益	2	-
固定資産受贈益	2	53
特別利益合計	4	53
特別損失		
固定資産廃棄損	12	10
投資有価証券評価損	-	35
減損損失	0	-
ゴルフ会員権評価損	4	0
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	335
その他	-	4
特別損失合計	18	386
税金等調整前四半期純利益	3,872	5,170
法人税等	1,903	2,518
少数株主損益調整前四半期純利益	-	2,652
少数株主利益	14	3
四半期純利益	1,953	2,648

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年5月1日 至平成21年7月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年5月1日 至平成22年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	3,872	5,170
減価償却費	1,451	2,039
減損損失	0	-
のれん償却額	236	234
為替差損益(は益)	28	155
固定資産廃棄損	12	10
投資有価証券評価損益(は益)	-	35
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	335
貸倒引当金の増減額(は減少)	1	2
賞与引当金の増減額(は減少)	966	681
退職給付引当金の増減額(は減少)	158	154
受取利息及び受取配当金	31	29
支払利息	160	228
持分法による投資損益(は益)	1	26
売上債権の増減額(は増加)	6,597	9,418
たな卸資産の増減額(は増加)	8,259	4,046
その他の流動資産の増減額(は増加)	1,877	1,249
その他の固定資産の増減額(は増加)	56	163
仕入債務の増減額(は減少)	7,756	6,687
未払消費税等の増減額(は減少)	681	73
その他の流動負債の増減額(は減少)	2,018	1,503
その他	42	110
小計	1,367	953
利息及び配当金の受取額	34	31
利息の支払額	160	230
法人税等の支払額	1,304	3,318
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,798	2,564
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	0	6
有形及び無形固定資産の取得による支出	1,582	380
長期前払費用の取得による支出	66	40
有形固定資産の除却による支出	-	5
有形及び無形固定資産の売却による収入	33	1
関係会社株式の取得による支出	902	-
その他	106	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,411	430
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,200	301
長期借入れによる収入	2,800	-
長期借入金の返済による支出	-	77
自己株式の取得による支出	1	193
自己株式の処分による収入	0	0
ファイナンス・リース債務の返済による支出	770	1,330
配当金の支払額	1,816	1,890
少数株主への配当金の支払額	52	22
その他の支出	3	10
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,355	3,224
現金及び現金同等物に係る換算差額	12	161
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,866	6,381
現金及び現金同等物の期首残高	13,988	18,795
現金及び現金同等物の四半期末残高	10,121	12,414

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

項目	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年5月1日至平成22年7月31日)
1 連結の範囲に関する事項の変更	(1)連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間より、新たに設立したRCダイニング(株)を連結の範囲に含めております。 (2)変更後の連結子会社の数 18社
2 会計処理基準に関する事項の変更	(1)「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益は9百万円、税金等調整前四半期純利益は3億45百万円減少しております。 (2)「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号平成20年3月10日)を適用しております。 これによる経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自平成22年5月1日至平成22年7月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用に伴い、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

項目	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年5月1日至平成22年7月31日)
1 棚卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末における棚卸資産の簿価切下げに関して、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行っております。
2 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以降に経営環境等に著しい変化が生じておらず、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

項目	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年5月1日至平成22年7月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純損益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純損益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、「法人税、住民税及び事業税」及び「法人税等調整額」を「法人税等」として一括掲記しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年7月31日)		前連結会計年度末 (平成22年4月30日)	
1	有形固定資産の減価償却累計額 28,059百万円	1	有形固定資産の減価償却累計額 26,241百万円
2	資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 298百万円	2	資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 280百万円
3	下記の会社の借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。 ネオス(株) 144百万円 計 144百万円	3	下記の会社の借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。 ネオス(株) 240百万円 計 240百万円
4	四半期連結会計期間期末日が金融機関の休業日であったが、決済が行われたものとして処理した債権・債務額 債権 受取手形 57百万円 売掛金 10,870百万円 未収入金 7,547百万円 債務 買掛金 24,873百万円 未払金 0百万円 未払費用 559百万円 未払法人税等 87百万円 未払消費税等 10百万円 預り金 509百万円	4	

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年5月1日至平成21年7月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年5月1日至平成22年7月31日)	
販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。		販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
販売手数料	12,664百万円	販売手数料	12,878百万円
広告宣伝費	3,264百万円	広告宣伝費	3,063百万円
貸倒引当金繰入額	3百万円	貸倒引当金繰入額	4百万円
運送費	4,168百万円	運送費	4,528百万円
給与手当	7,019百万円	給与手当	7,183百万円
賞与引当金繰入額	1,436百万円	賞与引当金繰入額	1,701百万円
退職給付費用	338百万円	退職給付費用	348百万円
リース料	2,369百万円	リース料	1,729百万円
減価償却費	1,144百万円	減価償却費	1,719百万円
研究開発費	447百万円	研究開発費	322百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年5月1日 至平成21年7月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年5月1日 至平成22年7月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高(10,121百万円)と四半期連結貸借対照表に掲記されている現金及び預金勘定に一致しております。	現金及び現金同等物の四半期末残高(12,414百万円)と四半期連結貸借対照表に掲記されている現金及び預金勘定に一致しております。

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年7月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年5月1日
至平成22年7月31日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末(千株)
普通株式	91,212
第1種優先株式	35,246
合計	126,459

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末(千株)
普通株式	2,002
第1種優先株式	764
合計	2,767

3 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の当第1四半期連結会計期間末残高 提出会社 9百万円

4 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年7月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,694	19	平成22年4月30日	平成22年7月28日
	第1種 優先株式	利益剰余金	832	24	平成22年4月30日	平成22年7月28日

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年5月1日至平成21年7月31日)

	茶葉 (リーフ) 関連事業 (百万円)	飲料 (ドリンク) 関連事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	7,433	77,475	4,799	89,708		89,708
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高						
計	7,433	77,475	4,799	89,708		89,708
営業利益	1,025	8,925	232	10,184	(6,120)	4,064

- (注) 1 事業区分は製品・商品の種類・性質及び販売方法の類似性を考慮し、茶葉(リーフ)関連、飲料(ドリンク)関連、その他に区分しております。
- 2 各事業の主な製品及び商品
- (1) 茶葉(リーフ)関連事業.....緑茶・ウーロン茶等の茶葉(リーフ)製品
- (2) 飲料(ドリンク)関連事業.....日本茶・中国茶・野菜・果実・コーヒー・紅茶・機能性等の飲料(ドリンク)製品
- (3) その他の事業.....上記以外の製品及び仕入商品、食材等

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年5月1日至平成21年7月31日)

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年5月1日至平成21年7月31日)

海外売上高の合計が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主に国内外でリーフ・ドリンクの製造、仕入及び販売をしており、その他に飲食事業等を展開しております。したがって、当社の報告セグメントは「リーフ・ドリンク関連事業」及び「その他」から構成されております。

「リーフ・ドリンク関連事業」は、国内外におけるリーフ（緑茶・ウーロン茶等の茶葉製品）・ドリンク（日本茶・中国茶・野菜・果実・コーヒー・紅茶・機能性等の飲料製品）等の製造、仕入、販売を行っております。

「その他」は、飲食店の経営及びフランチャイズによる飲食店の運営等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自平成22年5月1日至平成22年7月31日)

	リーフ・ドリンク 関連事業 (百万円)	その他 (百万円)	調整額 (百万円)	四半期連結 損益計算書計上 額 (百万円)
売上高				
(1) 外部顧客に 対する売上高	92,673	4,404	-	97,077
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	47	685	732	-
計	92,720	5,089	732	97,077
セグメント利益 又は損失()	5,832	334	216	5,950

(注) 1 セグメント利益又は損失()の調整額は、のれんの償却額 223百万円、セグメント間取引 6百万円であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計年度末においては、全てヘッジ会計が適用されているため、記載対象から除いております。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年7月31日)		前連結会計年度末 (平成22年4月30日)	
普通株式	804円97銭	普通株式	808円37銭
第1種優先株式	804円97銭	第1種優先株式	813円37銭

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年5月1日 至平成21年7月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年5月1日 至平成22年7月31日)	
(普通株式)		(普通株式)	
1株当たり四半期純利益	15円70銭	1株当たり四半期純利益	21円41銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	15円66銭	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	21円34銭
(第1種優先株式)		(第1種優先株式)	
1株当たり四半期純利益	15円70銭	1株当たり四半期純利益	21円41銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	15円66銭	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	21円34銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年5月1日 至平成21年7月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年5月1日 至平成22年7月31日)
1株当たり四半期純利益		
四半期純利益(百万円)	1,953	2,648
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,400	1,909
第1種優先株式に係る四半期純利益(百万円)	553	738
普通株式の期中平均株式数(千株)	89,197	89,205
第1種優先株式の期中平均株式数(千株)	35,225	34,521
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	374	365
(うち新株予約権(千株))	(374)	(365)
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,402	1,911
第1種優先株式に係る四半期純利益(百万円)	551	736
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年9月14日

株式会社伊藤園
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 飯 田 輝 夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井 上 智 由 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西 田 俊 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社伊藤園の平成21年5月1日から平成22年4月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年5月1日から平成21年7月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年5月1日から平成21年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社伊藤園及び連結子会社の平成21年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年9月13日

株式会社伊藤園
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井 上 智 由 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 田 俊 之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 瀧 克 仁 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社伊藤園の平成22年5月1日から平成23年4月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年5月1日から平成22年7月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年5月1日から平成22年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社伊藤園及び連結子会社の平成22年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。